

2005年介護保険制度の抜本見直しを求める意見書

2000年度に導入された介護保険制度は、介護の社会化が目的で始められた。政府は、高齢化による利用者の急増で2004年度当初予算で5.5兆円の給付総額が2025年度には約20兆円になると見込まれることから、現在の仕組みでは、被保険者の負担が過大になることが確実であり、財政安定化が課題であるとして、2005年に向け、財源対策を根本的に見直す作業を進めている。保険料を支払っているのであるから必要なときに必要なサービスが受けられないというのでは保険とは言えない。利用者がふえる一方で、負担が重く、十分なサービスが受けられない、施設整備が足りない、三鷹市でも特別養護老人ホームの待機者は500人を超えている。ショートステイや老健施設希望者も依然として減らず、矛盾が大きくなっている。ところが政府の見直しは、(1)保険料徴収の対象を、現在の40歳以上から20歳以上に拡大する、(2)国の予算を抑制するために、障害者支援費と介護保険を統合する、(3)サービス利用料を、現在の1割から2割負担に引き上げる、(4)すべての特養ホーム入所者から家賃を徴収する、(5)軽度の要介護者のサービスを制限するなど、国民の負担をふやし、サービスを抑制する方向での見直しとなっている。これでは、「保険あって介護なし」と心配されたとおりであり、介護保険制度そのものの存在意義が問われることになる。介護保険制度設立当初の目的である『介護の社会化』の実現に向けて、だれもが安心して利用できる介護保険制度にするための見直しこそ求められている。

よって、本市議会は、来年の見直しに当たり、抜本改革を求め、以下の点を強く要望する。

- 1 保険料・利用料の免除・軽減制度を国の制度として確立すること。
- 2 介護給付費への国庫負担を現在の4分の1から2分の1に引き上げること。
- 3 特養ホームなどを計画的に増設し、待機者解消を図ること。
- 4 介護職員の労働条件を改善すること。
- 5 「処遇困難」な高齢者に市町村直営のサービスを提供するなど自治体本来の役割を果たせるようにすること。
- 6 高齢者の「自立支援・介護予防事業」への予算をふやし、サービスの拡充を図ること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成16年6月23日

三鷹市議会議長 久保田 輝 男